

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

	都道府県	市町村	条例名	URL	締結する相手方	規模	許可・届出等	例外	備考
1	岐阜県	中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	https://	・ 利害関係団体等 自治会、近隣関係者その他の事業の実施に関して、直接利害関係がある者	10kw	届出	ただし、利害関係団体等が、事業者の協定締結の求めに対し正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、この限りでない。	
2	茨城県	結城市	結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例	https://	・ 地元関係者 区長、隣接住民及び周辺住民（境界から0～50m）	10kw	実施協議	なし	
3	愛知県	瀬戸市	瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	https://	・ 自治会等の地元組織	1000平米 もしくは 50kw	1000kw以上は同意 未滿は、協議	ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。	
4	長野県	富士見町	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例	https://	・ 関係区 事業区域の境界から100m以内の区域を含む区・集落組合及び町長が特に必要と認める区・集落組合	10kw	許可・同意	なし	8 事業者は、町長が必要と認める場合において、特定発電事業計画に対して、町長と協定を締結しなければならない。
5	静岡県	磐田市	磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	https://	・ 地元自治会 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、その区域に事業区域を含む自治会及び規則で定める隣接する自治会（境界から600m以内の自治会）	1000平米 もしくは 50kw	同意	なし	

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

議会 議員提出資料 4
令和7年3月10日提出

	都道府県	市町村	条例名	URL	締結する相手方	規模	許可・届出等	例外	備考
6	長野県	山形村	山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例	https://	・地元地区等 その区域に事業区域を含む行政区及び連絡班並びに事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む行政区及び連絡班	10kw	実施協議	なし	
7	愛媛県	宇和島市	宇和島市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	https://	・地元団体等 事業区域及びその周辺の地域の自治会等	10kw 高低差13m 傾斜度25度のいずれか	許可	なし	
8	長野県	中川村	中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例	https://	・周辺関係者 事業区域を含む行政区並びに隣接する土地の所有者又は使用者及び太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けると認められる者	10kw	届出	なし	
9	埼玉県	川島町	川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	https://	・周辺関係者 太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者（太陽光発電事業に係る事業区域の境界から50メートル以内の土地並びにその土地に存する建築物の所有者、居住者、管理者及び占有者等）	10kw	届出	なし	
10	埼玉県	吉見町	吉見町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	https://	・近隣住民等 太陽光発電設備が設置される区域に隣接する土地若しくは家屋の所有者及び居住者並びに事業区域が在する行政区の区長など、太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境に一定の影響を受けると認められる者	10kw	届出	なし	
11	埼玉県	小川町	小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	https://	・行政区、水利組合等一定の影響を受けると認められる団体	10kw	届出	なし	

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

議会 議員提出資料 4
令和7年3月10日提出

	都道府県	市町村	条例名	URL	締結する相手方	規模	許可・届出等	例外	備考
12	埼玉県	ときがわ町	ときがわ町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	https://	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等 太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響を受ける者であって規則で定めるもの ①事業区域の近隣に居住している者 ②事業区域の近隣の土地若しくは建築物の所有者又は管理者及び占有者 ③事業区域に関係する行政区等（事業区域が行政区の境界付近の場合は、隣接する行政区も含む。）の代表者	10kw	届出	なし	
13	埼玉県	鳩山町	鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	https://	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等 太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響等を受けると認められる者及び事業区域が活動範囲に含まれる行政区等の住民	10kw	届出	なし	
14	長野県	伊那市	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例	https://	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の長 	10kw 1000平米 高低差13m のいずれか	許可・同意	なし	以下のものからの同意必須 (1) 所有者等（略） (2) 事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者、占有者及び管理者（略） (3) 地域住民等で構成される自治会の代表者その他規則で定める者（略） (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた個人又は組織等の代表者

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

	都道府県	市町村	条例名	URL	締結する相手方	規模	許可・届出等	例外	備考
15	長野県	塩尻市	塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	https://	・隣接住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域において居住し、土地若しくは家屋を所有し、又は農林水産業を営む者、生活環境等の保全上の利害関係を有する者及び事業区域に係る自治会の代表者	10kw	届出	ただし、当該求めに正当な理由がないと認められるときは、この限りでない。	(市長と事業者で締結する協定) 第11条 事業者は、前3条に規定する手続その他太陽光発電設備設置事業の実施に関し必要な手続を終了したときは、市長と、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結しなければならない。 2 略
16	熊本県	南関町	南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例	https://	・地域住民等 事業区域の一部若しくは全部を含む行政区又はこれらの行政区と同程度の生活環境等の影響を懸念される行政区の土地所有者等及び居住者等	3000平米 山林含む場合は 2000平米	許可	なし	(協定の締結) 第10条 略 2 町長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者及び地域住民等に対し必要な助言を行うことができる。
17	埼玉県	毛呂山町	毛呂山町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	https://	・事業区域を含む行政区（事業区域が行政区の境界付近の場合は、隣接する行政区を含む。）	10kw	届出	なし	

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

	都道府県	市町村	条例名	URL	締結する相手方	規模	許可・届出等	例外	備考
18	長野県	安曇野市	安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例	https://	・区等の長	10kw 1000平米 13m のいずれか	許可	なし	(同意) 第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業に係る申請をする前に、次に該当する者から、署名による同意を得なければならない。 (1)所有者等(略) (2)地域住民等 (3)事業区域に該当する区の代表者その他規則で定める者(略) (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた個人又は組織等の代表者 2 略
19	長野県	小諸市	小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	https://	・事業区域が所在する区(小諸市自治基本条例第3条第4号に規定する区)	10kw ただし説明会・協定は50kw以上	許可	なし	(同意) 第13条 事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。 (1)土地所有者(略) (2)事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、居住者、占有者又は管理者(略) (3)事業区域が所在する区の代表者 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

議会 議員提出資料4
令和7年3月10日提出

都道府県	市町村	条例名	URL	締結する相手方	規模	許可・届出等	例外	備考
20	茨城県	筑西市	筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	https:// ・地域住民等 事業区域に隣接する土地の所有者、事業区域の境界から200メートル以内に居住する住民及び当該区域内において農林水産業その他の事業を営む者、事業区域の境界から200メートル以内に建築物等を所有している者	10kw	許可	なし	(同意) 第10条 事業者は、事業区域の土地の所有者の同意を得なければならない。 2 事業者は、隣接住民の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める同意を得られない理由があるときは、この限りでない。
21	埼玉県	東松山市	東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	https:// ・近隣住民等 ①事業区域の境界から50メートル以内の区域に存する土地の所有者、占有者又は管理者。 ②事業区域の境界から50メートル以内の区域に存する土地に建築された建物の所有者、居住者又は管理者 ③事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む地域の居住者をもって構成する自治会の代表者等	10kw	届出	なし	
22	埼玉県	寄居町	寄居町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	https:// ・区等 事業区域が存する区（区の設置等に関する規則第2条の区をいう。）及び太陽光発電事業により一定の影響を受けると認められる団体	10kw	届出	なし	
23	宮城県	蔵王町	蔵王町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	https:// ・地域 事業区域を含む行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響を受けると認められる行政区（蔵王町行政区長に関する条例施行規則第2条に規定する区域をいう。）	10kw	同意	なし	

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

議会 議員提出資料 4
令和7年3月10日提出

	都道府県	市町村	条例名	URL	締結する相手方	規模	許可・届出等	例外	備考
24	長野県	小海町	小海町太陽光発電設備の設置等に関する条例	https://	・事業区域が所在する行政区	10kw ただし説明会・協定は50kw以上	許可・同意	なし	(地域住民等の同意) 第11条 事業者は、規則に定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。 (1)隣接住民全員 (2)第2条第5号ウに掲げる行政区の代表者 (3)第2条第6号アに掲げる者の3分の2以上の者 (4)第2条第6号イに掲げる者の3分の2以上の者 (5)第2条第6号ウに掲げる行政区の代表者 2 略 3 略
25	大阪府	高槻市	高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例	https://	・特定近隣関係者：自治会等	10000平米, 保全区域を含む場合は500平米	届出	ただし、当該協定を締結できないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。	

上記 2 5 自治体のうち、10kw以上を基準としている自治体 2 1 自治体
同じく上記 2 5 自治体のうち、許可を含む自治体 8 自治体